

岩手県告示第 322 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、法第 3 条第 1 項の許可を次のとおり取り消した。

平成 20 年 4 月 15 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成 20 年 3 月 10 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 中村建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市上村一丁目 9 番 35 号
 - ウ 代表者の氏名 中村安男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－16）第 1346 号
 - (3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 3 月 10 日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成 20 年 3 月 21 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社カナディアンハウス
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市津志田南二丁目 13 番 38 号
 - ウ 代表者の氏名 高橋七郎
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－18）第 7111 号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 3 月 19 日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成 20 年 3 月 25 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社山二
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡葛巻町葛巻第 28 地割 53 番地 1
 - ウ 代表者の氏名 岩瀬直孝
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－16）第 20364 号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 3 月 21 日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成 20 年 3 月 24 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 コールネット宮古
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市津軽石第 13 地割 462 番地 5
 - ウ 代表者の氏名 藤澤百合子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－18）第 120066 号
 - (3) 処分の内容 電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 3 月 19 日付けで電気通信工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第

1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成20年3月10日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 中村建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 宮古市上村一丁目9番35号

ウ 代表者の氏名 中村安男

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-16)第1346号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成20年3月10日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。